明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（一九）　六
○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（三〇）　八
○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（三一）　一四
○自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（三二）　一九
○死因究明等推進基本法（三三）　二〇

〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五）　三三
○住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（二六）　三七

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務**四）　三七

〔省　令〕
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（**総務**一四）　三九
○戸籍の附票の写しの交付に関する省令等の一部を改正する省令（**総務・法務**二）　三九

〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　三六
○住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件（**総務**五六）　三九
○戸籍の附票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件（**総務・法務**一）　四〇
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件（**農林水産**四一二）　四一
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（**同**四一三）　四三
○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定等をした件（**国土交通**一六六、一六七）　四四

〔官庁報告〕
国家試験
二千十九年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　四五
二千十九年度刑務官採用試験公告（同）　四六
二千十九年度入国警備官採用試験公告（同）　五〇
二千十九年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　五二
二千十九年度気象大学校学生採用試験公告（同）　五二
二千十九年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　五三
二千十九年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　五五

本号で公布された法令のあらまし

◇司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（法律第二九号）（法務省）

一　司法書士法の一部改正関係

1　司法書士の使命に関する規定の新設

司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とすることを明らかにすることとした。（第一条関係）

2　社員が一人の司法書士法人の設立等の許容

(一)　司法書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加することとした。（第四四条第一項関係）

(二)　社員が一人になったことを司法書士法人の解散事由とする規定を削ることとした。

(三)　司法書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、司法書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができることとした。（第四四条の二関係）

3　懲戒手続に関する規定の見直し

(一)　司法書士又は司法書士法人に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改めることとした。（第四七条及び第四八条第一項関係）

(二)　懲戒処分の手続に付された司法書士法人は、清算が結了した後においても、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなすこととした。（第四八条第二項関係）

(三)　法務大臣は、司法書士又は司法書士法人に対して戒告の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八八号）第一三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならないこととした。（第四九条第三項関係）